

【新設】（建物等と一体的に事業の用に供される附属施設）

43の3-6 措置法第43条の3第1項に規定する「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、特定非常災害（同項に規定する特定非常災害をいう。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

【解説】

1 本制度は、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその法人の事業の用に供した建物又は構築物で、その建設の後事業の用に供されたことのないものが適用対象資産とされているが、この「被災区域」とは、特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいうこととされている（措法43の3①）。

ここで、この「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは具体的にどのような施設をいうのか、つまり、その構造上建物又は構築物と地理的（物理的）に一体性を有するものであれば、この附属施設に該当すると言えるのか、疑義が生じる。

2 この点について、建物又は構築物との地理的（物理的）な一体性を有することのみでは足りず、機能面においても建物又は構築物と一体性を有して事業の用に供される施設でなければならないことを、本通達の前段において明らかにしている。

ここで、この附属施設に該当するものの例示として、①滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設と、②滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設を本通達の後段において掲げている。①については、建物とはその構造上も地理的（物理的）にも一体性を有しているものであり、機能的にも建物と一体となってその効用を維持増進あるいはその建物の機能を補助する性質を有しているものと言うことができ、耐用年数通達2-1-10《工場構内の附属建物》により工場用の建物としての耐用年数を適用することが認められている附属建物である。②については、①と同様、地理的（物理的）に建物に近接し、機能的にも建物と一体となってその効用を維持増進あるいはその建物の機能を補助するものであるが、その構造上は建物と独立・可分なものであり、滅失した建物とは区分して建物・構築物・機械及び装置として資産計上されるべきものである。

3 なお、この附属施設については、特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないこと、すなわち、当該特定非常災害後も引き続き事業又は居住の用に供されていてもこの附属施設に該当することを、本通達の注書きにおいて留意的に明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の18-6）を定めている。